

Primaff Review



● 巻頭言

なぜ今、「食料安全保障」なのか

● 研究成果

センサス分析シリーズNo.2
農業労働力に関する分析から

アジアにおける食料消費の多様化と農業・農政動向
ー中国・インド・インドネシア・タイー

● 世界の農業・農政

中国における近年の主な農業水利政策の動向

No.85

平成30年9月

農林水産政策研究所

CONTENTS

●巻頭言

なぜ今, 「食料安全保障」なのか

一般社団法人共同通信社 編集委員 石井 勇人 1

●研究成果

センサス分析シリーズNo.2

農業労働力に関する分析から

農業・農村構造プロジェクト センサス分析チーム 2

アジアにおける食料消費の多様化と農業・農政動向

—中国・インド・インドネシア・タイ—

国際領域 菊池 由則・草野 拓司・伊藤 紀子 4
政策研究調整官 井上荘太郎

●世界の農業・農政

中国における近年の主な農業水利政策の動向

国際領域 上席主任研究官 菊池 由則 6

●研究レビュー

フランスにおける農業構造政策をめぐる議論と農地制度改革の動向

国際領域 上席主任研究官 須田 文明 8

●シンポジウム概要紹介

北東アジア農政研究フォーラム

第13回国際シンポジウムについて

企画広報室 交流情報課長 上野 忠義 10

●ブックレビュー

『コミュニティー・キャピタル論

—近江商人, 温州企業, トヨタ, 長期繁栄の秘密—

西口敏宏・辻田素子著

農業・農村領域 主任研究官 平林 光幸 12

●学会賞受賞の紹介

13

●研究活動一覧

14

●農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

16

●最近の刊行物

16

なぜ今、「食料安全保障」なのか

一般社団法人共同通信社 編集委員 石井 勇人

政府は6月15日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）に、「食料安全保障の確立を図る」という表現を明記した。一昨年までは毎年、盛り込まれてきたいわば「定番」だったが、昨年は削除された。その復活を、どのように解釈したらよいのだろうか。

それにはまず、削除の経緯を知る必要がある。しかし残念ながら公式な説明がないため、よく分からない。それどころか、少しは経緯を知っていると思われる関係者に匿名でコメントを求めると、正反対の解釈が返ってくる。

一つは「食料安全保障論は、稲作経営の保護に結びつけられる恐れがあり、農業の成長産業化に逆行する」という解釈だ。便宜上「硬派」と名付けよう。これを全面否定するのが「重要すぎて、わざわざ書き込むまでもない当たり前のことであり、政策的な意図はない」という説明だ。こちらは「軟派」としよう。

「硬派」の説明は、その内容に対する賛否は別として、一理ある。食料安全保障は本来、国内生産だけでなく、輸入を含む流通や備蓄、衛生基準、外貨準備高なども含めた幅広い概念なのに、日本では国内生産に焦点が当たりがちで、文脈によっては自給率と同義語で扱われることさえある。特にコメの生産量が極めて大きく反映されるカロリーベースの自給率が重視されてきた。その結果、食料安全保障論は稲作の経営・所得安定策に結びつく傾向があった。予算編成の指針ともなる骨太の方針から「食料安全保障」という文言を葬り去ることは、政策上の強いメッセージになり得た。

一方、「軟派」の説明はとても便利だ。おそらく今年の「復活」に対しては「もともと政策的な意図はないのに、誤解を招くようなので戻しただけ」と説明するのだろう。「軟派」によれば、食料安全保障に関する考え方は一貫していることになる。

しかし、海外に目を転じると食料安全保障は重要

な転換期を迎えている。関税でモノの流れをコントロールするという発想は、一部の超大国で反動が生じているものの、過去のものになりつつあるからだ。

貿易や投資の自由化が進む「グローバル化」と呼ばれる潮流に対して、正面から向き合ったのがスイスだ。憲法に「食料安全保障」を明記することを決めた。発議から3年間もかけて議論し、関係者の意見を幅広く取り入れて修正案をまとめ、昨年9月24日の国民投票では約8割が賛成した。

ただし、本稿で強調したいのは、圧倒的多数で憲法を改正したという外形的なことではない。食料安全保障の意味を、単なる国内生産の確保ではなく、「農場から食卓まで」のフードチェーン全体を確実にすることに進化させた点だ。

国民投票の当日にスイスでインタビューした連邦政府の経済・教育・研究省の幹部は「農業を守るアプローチを、これまでのパーティカル（垂直的）な多面的機能から、ホリゾンタル（水平的）な食料安全保障に転換していく」とコメントしてくれた。

農業には食料生産以外に、治水、環境保全、伝統文化の継承などさまざまな役割があるが、それらをいくら訴えても消費者の行動を変えるのには限界があるということだ。輸入による食料の確保や、公正な食品流通のあり方、食べ残し問題など、流通・消費を巻き込んでじっくりと議論しないと「農場から食卓まで」のフードチェーン全体を守れないというスイス政府や国民の強い決意を感じた。

スイスの議論と比べると、日本の食料安全保障に関する議論は、いかにも低調だ。「食料安全保障」というキーワードが、専門家の内輪だけで通じるような、いわば「符丁」として扱われるとしたら、とても残念なことだ。骨太の方針に復活・明記されたことをきっかけに、食料安全保障について幅広く活発に議論されることを期待したい。

農業労働力に関する分析から

農業・農村構造プロジェクト センサス分析チーム

1. 総投下農業労働力の動向

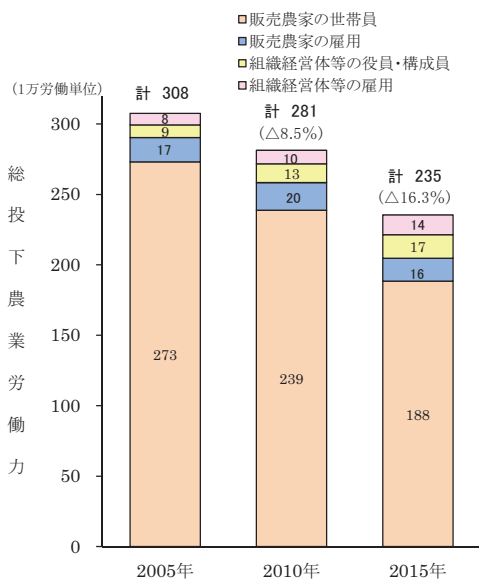
これまで、農業センサスによる農業労働力分析では、販売農家の農業就業人口や基幹的農業従事者が指標として用いられる場合が多く、その減少率や高齢化率の高まりから、農業労働力の脆弱化が論ぜられてきました。しかし近年では、大規模農家における雇用の拡大、集落営農組織等の組織経営体の増加と法人化の進展によって、農家世帯員以外の農業労働力が増えてきており、これらを無視して我が国の農業労働力の動きを正確に捉えることは、もはや困難になってきています。そこで今回の分析では、販売農家の世帯員以外の農業労働力を含めた全農業経営体の総投下農業労働力を求め、この5年間の動向を分析しました。

各労働力の農業従事日数を合算し、その結果を労働単位（225日を1単位として算出）によって示したのが第1図です。総投下農業労働力は、2010年の281万単位から2015年の235万単位へと5年間で16%の減少となっています。この減少は、主に販売農家の世帯員による従事日数が減少したことによるものであり、総投下農業労働力に占める販売農家の世帯員（家族農業労働力）の割合は、2005年の89%から

2015年には80%にまで低下しています。一方、組織経営体等についてみると、経営体数が増加し続けていることもあり、役員・構成員、雇用ともに10年間で従事日数がほぼ倍増し、前者が総投下農業労働力の7%、後者が同6%を占めるに至っています。

さらに、これら動きを農業経営組織別に見たのが第1表です。この表から、「稲作単一経営」及び「複合経営」で総投下農業労働力の減少数、減少率ともに高く、労働力が大きく減少している経営部門であることがわかります。これら経営組織では、組織経営体等の役員・構成員及び雇用での増加は見られますが、それをはるかに上回って販売農家の家族労働力が減少しています。なお、複合経営は、組織経営体等で役員・構成員、雇用ともに増加数が多いことから、集落営農組織が野菜等の複合部門を導入し、雇用を中心に労働力を増やしていると推測されます。

これに対し、園芸や畜産といった労働集約型の経営部門では、販売農家の世帯員による投下農業労働力の減少幅が小さく、これら家族農業労働力の減少部分は、雇用や組織経営体の労働力増加によって比較的補われていると言えます。（分析：松久勉）



第1図 農業労働力の種類別に見た農業従事日数の推移

資料：農業センサス（2005年、2010年、2015年）

注：農業従事日数225日を1労働単位として示した。

第1表 農業経営組織別に見た総投下農業労働力の変化

（単位：1,000労働単位、%）

	総投下農業労働力 2015年	2010-15年間の 変化		労働力の種類別増減数			
				販売農家		組織経営体等	
		増減数	増減率	世帯員	雇用	役員・構成員	雇用
合 計	2,354	△ 460	△ 16.3	△ 504	△ 34	34	44
稲 作 単 一	625	△ 172	△ 21.6	△ 173	△ 7	5	3
園 芸 作 単 一	727	△ 54	△ 6.9	△ 77	△ 7	12	19
露地野菜	189	△ 7	△ 3.6	△ 14	1	3	3
施設野菜	162	△ 8	△ 4.7	△ 17	△ 0	3	6
果 樹 類	254	△ 28	△ 10.1	△ 29	△ 2	1	2
花き・花木	85	△ 13	△ 13.6	△ 14	△ 4	3	2
畜 産 単 一	182	△ 13	△ 6.5	△ 24	△ 3	4	11
酪 農	56	△ 12	△ 17.2	△ 12	△ 1	1	1
肉 用 牛	60	△ 5	△ 8.1	△ 6	△ 1	△ 0	2
養 豚	24	1	4.8	△ 3	△ 0	2	2
養 鶏	34	3	11.0	△ 2	△ 1	1	5
複 合 経 営	623	△ 158	△ 20.2	△ 171	△ 11	16	8

資料：農業センサス（2010年、2015年）

注(1) 農業従事日数225日を1労働単位として示した。

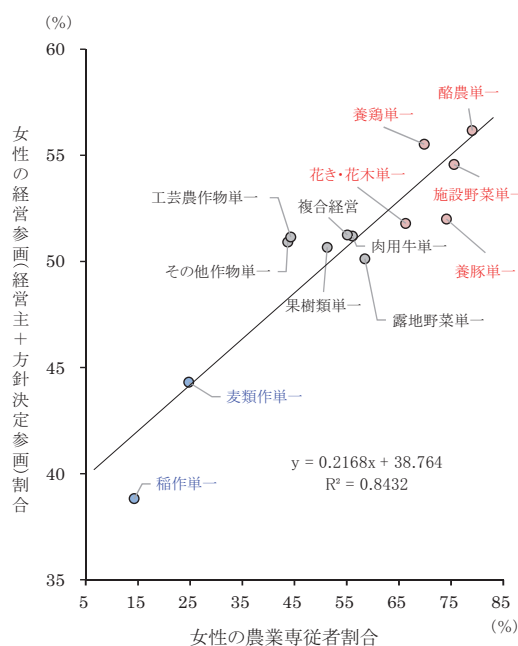
(2) 複合経営には、準単一複合経営を含む。

2. 女性の家族農業労働力と経営参画

農業労働力全体が縮小する中で、販売農家における女性の「農業専従者（年間150日以上農業に従事）」も、2010年の63万人から今回50万人に減少しました。その中で、65歳未満の者は30万人から22万人へと8万人以上減少しています。こうした基幹女性農業労働力の減少は、高齢女性農業専従者の離農を、下の世代が補えていない状況（新規就農者の不足）が続いていることを物語っています。また、農村地域においては、とりわけ子育て世代の女性人口が減少しており、この傾向は農家世帯で顕著となっています。その背景には、男性農業就業者の未婚率上昇によって、農家世帯での女性世帯員数が減少している実態があり、このことが大きく影響しています。

ところで、女性の農業専従者は農業労働力の提供だけでなく、農業経営の担い手としての役割も発揮しています。今回の農業センサスから新たに調査されることになった、女性の農業経営への参画状況を見ると、女性農業専従者の8%が自ら経営者に、57%が農業経営の方針決定に参画しています。両者を合わせた経営参画割合は65%となり、女性の農業従事者全体での経営参画割合（46%）より19ポイント高くなりますが、男性農業専従者の91%（経営者81%、方針決定への参画11%）に比べ、まだ低い水準にあります。

さらに、女性の経営参画割合を農業経営組織別に見たのが第2図です。経営参画割合は、高い順に



第2図 農業経営組織別の女性の経営参画割合と農業専従者割合との関係

資料：2015年農業センサス。

「酪農単一経営」と「養鶏単一経営」が56%、「施設野菜単一経営」が55%、「養豚単一経営」と「花き・花木単一経営」が52%となっています。これら経営は、いずれも女性の農業専従者割合が高い作目部門です。これに対し、女性の農業専従者割合が低い「稲作単一経営」や「麦類作単一経営」での経営参画割合は、それぞれ39%、44%と低くなっています。このように、女性の経営への参画状況は、農業従事日数に規定されており、その農業従事日数は経営作目に規定されていると言えます。

次に、65歳未満の女性農業専従者が、実際に経営に参画している販売農家の特徴を明らかにするため、農業センサス個票の組替集計を実施しました。65歳未満の女性農業専従者がいる販売農家は約21万戸ありますが、このうち、同専従者が経営に参画している農家は約15万戸（71%）であり、販売農家全体の11%に相当します。

65歳未満の女性農業専従者が経営に参画している農家の経営内容を、販売農家全体と比べると、野菜、果樹、畜産等を中心とした大規模な施設型経営の割合が高く、常雇のいる農家割合や農産加工の実施割合も高く、卸売市場へ出荷する農家割合もやや高い傾向にあります（第2表）。

以上の分析結果から、女性の基幹農業労働力は、農業労働力全体から見れば少数派ですが、これら女性農業専従者が経営に参画している農家は、経営面積や販売金額から見て経営基盤が強固であり、雇用労働力や農業生産関連事業の導入においても能動的な傾向が確認されます。また、女性の経営参画割合は、男性に比べればまだ低いものの、基幹農業労働力に限れば、労働に見合った意志決定への参画が一定程度進んでいることが明らかになりました。（分析：佐藤真弓）

第2表 65歳未満女性農業専従者が経営に参画している販売農家の特徴

	農家数（100戸）		構成比（%）	
	販売農家	経営に参画	販売農家	経営に参画
農産物販売額が1,500万円以上	686	366	5.2	25.1
経営耕地面積が10ha以上	418	188	3.1	12.9
販売金額1位部門が施設野菜	690	249	5.7	17.1
〃 露地野菜	1,275	261	10.5	17.9
〃 果樹類	1,436	249	11.9	17.1
〃 畜産	545	157	4.5	10.8
売上1位出荷先が卸売市場	749	169	6.2	11.7
農産加工を実施	214	62	1.6	4.3
常雇がいる	401	154	3.0	10.6

資料：2015年農業センサス個票の組替集計による。

アジアにおける食料消費の多様化と農業・農政動向 ー中国・インド・インドネシア・タイー

国際領域 菊池 由則・草野 拓司・伊藤 紀子 政策研究調整官 井上 荘太郎

はじめに

近年のアジア各国では、経済発展とグローバル化に伴う国際環境の変化を背景に、食料消費の多様化や農業・非農業間の経済格差の拡大が共通に進んでいます。こうした中、中国やインドのような人口超大国では、食料安定供給への志向が高まり、国内の農業生産者に対する保護政策が実施され、財政負担が増加しています。一方ASEAN諸国では、輸入も利用した食料の安定供給と小農保護を両立する農業政策が求められ、国際競争力のある品目に特化した農産物輸出拡大、食料輸入拡大、米価・農家所得の安定化政策が実施されています。以下では、世界の農産物需給や我が国の安定的な食料輸入の確保にも影響を与える、アジアの主要4か国（中国・インド・インドネシア・タイ）における農業・農政の動向やその背景を紹介します。

中国ー2016年からの食糧価格・所得政策改革ー

中国の2016年の食糧⁽¹⁾生産量は6億1,625万トンであり、歴史上第2位の高水準となりました。これは2004年からの「生産補助政策期」に実施された食糧価格・所得政策により、農家の生産意欲が高まり、食糧増産という面で効果を発揮したものです。具体的には、コメ、小麦を対象とした最低買付価格制度では2009～2013年に、臨時買付備蓄制度では、トウモロコシで2009～2013年、大豆（2014年からは目標価格制度を試行）で2009～2012年に、それぞれ買付価格が大幅に引き上げられました。また、農民四種

第1表 生産補助政策期と生産補助調整期の比較

	生産補助政策期 (2004～2015年)	生産補助調整期 (2016年～)
最低買付価格制度	コメ、小麦 買付価格を引き上げ	買付価格 据置き・引き下げ
臨時買付備蓄制度	トウモロコシ、大豆 買付価格を引き上げ	トウモロコシ、大豆生産者 補助制度へ移行
目標価格制度	大豆を対象	
農民四種補助	食糧直接補助 農作物優良品種補助 農機具購入補助 農業資材総合補助	農機具購入補助を除く 3補助を農業支持保護 補助として統合

注. 最低買付価格制度、臨時買付備蓄制度、目標価格制度、生産者補助制度は対象の省・区が限定。

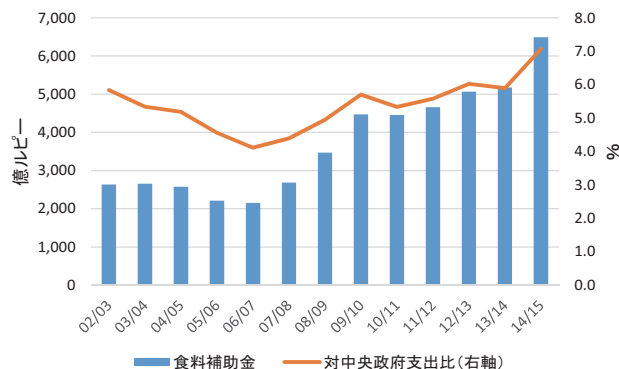
補助（食糧直接補助、農作物優良品種補助、農機具購入補助、農業資材総合補助）の予算額も2012年まで毎年大きく増額されました。

しかし、補助の程度が年々強められていった結果、財政負担の増大、価格上昇に伴う国際競争力喪失等の矛盾が拡大することとなりました。このため、2016年からの「生産補助調整期」においては、小麦とコメの最低買付価格の据置き・引き下げ、トウモロコシ、大豆の生産者補助制度（市場による価格決定、価格と補助の分離政策）への移行、目的を耕地地力保護等とする補助金への統合など、これまでの食糧価格・所得政策の大幅な見直しが行われています（第1表）。今後の政策動向や効果等を、引き続き注視していく必要があります。（菊池由則）

注 (1) 中国における「食糧」とは、コメ、小麦、トウモロコシ、コウリヤン、アワ、その他の雑穀、イモ類、豆類のこと。

インドにおける農業政策の方向性ー公的分配システムに着目してー

近年のインドでは「食の高度化」が進んでいます。こうした状況において、公的分配システムはインドの主食穀物であるコメや小麦の増産を支えてきました。第1図にみられるように、2008/09年以降のコメの政府買上量の増加、在庫の膨張、逆ざやの拡大に伴い、コメと小麦を中心とする、公的分配システムに要した財政負担・食料補助金の総額は増大を続けており、ピークの2014/15年には対中央政府支出比



第1図 公的分配システムにおける財政負担（食料補助金）の推移

資料：GOI, Expenditure Budget 各号より。

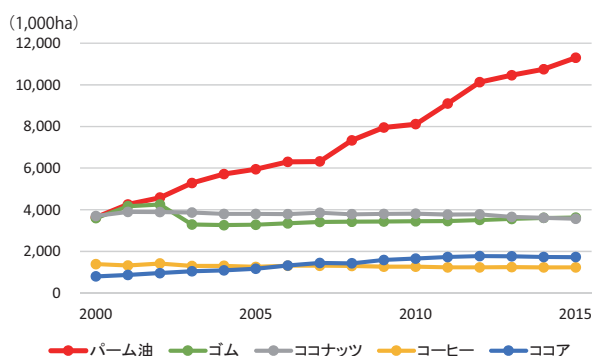
注. 04/05年をベースとした卸売物価指数でデフレートした実質価格。1米ドル＝64.49ルピー、2017年4月～12月平均。

で7.1%に達しました。インド政府はこのように財政負担が増加を続ける状況にあっても、公的分配システムにおいてコメ等の最低支持価格を高く維持することで、安定した調達及びそれによる価格安定、生産インセンティブの維持を目指す政策を一層強化しています。このように、インド政府にとって、主食穀物であるコメ等の生産インセンティブ維持による増産は、現在でも重要課題と位置づけられています。2013年には食料安全保障法が成立し、公的分配システムが法的根拠を持つようになったことから、コメを中心とした同システムはより強固なものとして維持される可能性が高いといえます。以上から、インドにおける農業政策は、今後もしばらくは主食穀物の生産・消費の支持に重点が置かれながら進んでいくと予想されます。(草野拓司)

インドネシアの新興農業国化—多様化と特化—

インドネシアでは、低価値の食料を輸入し高付加価値の農産物を輸出する「新興農業国」化が進み、食料自給と商業的農業開発を両立させる政策がとられています。食料消費が多様化する中、政府は、自給可能なコメ生産力を維持しながら弾力的に輸入を行う「趨勢自給」の方針の下、生産者価格支持、食料調達公社の輸入による在庫維持、コメ不足地域への在庫放出による消費者価格の安定化、貧困層への低価格米配布を行っています。こうしたコメ政策は総じて市場の機能を重視した限定的なものです。小農への肥料補助金の財政負担が増えています。また小麦の輸入が急増し、2017年に世界第1位の輸入国となりました。

一方で、数あるエスレート作物の中で、パーム油の生産が突出して増え(第2図)、輸出量は2000年代後半から世界第1位となっています。パーム油生産には大規模農園が必要で供給国が限られていること等が、インドネシアの国際競争力の高さの要因で



第2図 インドネシアのエスレート作物の収穫面積

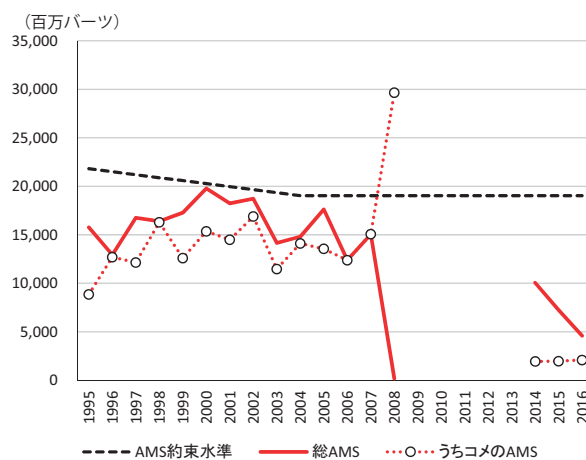
資料：インドネシア統計 (Statistik Indonesia) 各号より。
注：パーム油の収穫面積は、原料のアブラヤシ農園の面積。

す。政府は、国営農園の周りに小農を配置する「中核農園システム」を導入して生産を振興し、パーム精製油の輸出関税削減による高付加価値化、新興国への輸出先多様化といった安定的な輸出構造への転換も図っています。(伊藤紀子)

タイにおける農業政策の動向と政治的影響

タイの農業就業者の割合は全体の約40%を占めており、農工間の所得格差の是正は重要な政治課題です。そしてタクシン派と呼ばれる新興政治勢力と保守派との政治的対立の中で、2000年代以降、農業政策、特にコメ政策は、重要な争点であり続けています。一方で、農業保護の拡大はWTOでの約束水準からも制約を受けます。タイのコメ市場への政府介入が最も拡大した時期(2009年～2013年)の農業保護水準(AMS：助成合計量)は、WTOに未通報のままです。しかし、この時期のコメ政策が約束水準を超過している可能性は大きい(第3図)。2014年発足の現政権は、AMSの約束水準を一貫して守りながらも、農業政策の内容を毎年のように変更しています。大きな流れとしては、価格政策を縮小しながら、農業保険など市場歪曲性の小さい政策にシフトしているとみられます。

2017年には、他の品目でも注目すべき動きがありました。例えば、ブラジル等のWTOへの提訴の動きを回避するために国内の砂糖の生産・流通が自由化されました。一方で、天然ゴムの輸出価格が大幅に低下したため、ゴム価格の支持政策が導入されました。今後、総選挙を控えた政治状況は、こうしたタイの農業政策の展開に、少なからず影響を与えると考えられます。(井上荘太郎)



第3図 WTO へのタイの補助金通報

資料：WTO HP より作成。

注：1米ドル=33.94バーツ、2017年平均。

2008年のコメのAMSはデミニマス条項が適用されたため、総AMSには算入されていない。



世界の農業・農政

中国における近年の主な農業水利政策の動向

国際領域 上席主任研究官 菊池 由則

1. 中国の水資源

中国における最近5カ年の年平均降水量は約670mm程度であり、水資源量は総量で3兆2,466億立方メートルと膨大ですが、国民一人当たりでは2,355立方メートルと日本の約3,400立方メートルや世界平均の約8,000立方メートルより大幅に少なくなっています。また、総じて北方や西方が水資源に乏しく、南方は比較的豊富とされ、広大な国土ゆえに地域差が著しく、さらに、降雨量の季節的な偏在も著しい状況です。

用水供給量は、経済成長や食糧増産等により、この20年間で最少であった2003年の5,320億立方メートルから、最大となった2013年の6,183億立方メートルへと863億立方メートル増加しています。用途別では、農業用水が総用水供給量の6割以上を占める最大の需用者であり、急激な経済成長等により用水量の増加が見込まれることにともない、農業用水の合理化が強く求められています。

2. 近年の主な農業水利政策の動向

(1) 農業水利に対する財政投入

中国の農業水利関係者が用いる常套句に、中国では、耕地面積（約1億3,500ヘクタール）の約半分の灌漑面積で、75%の食糧と90%以上の経済作物を生産しているというのがあります。用いる数字は時代とともに変わってきたと思われませんが、中国の農業生産における農業水利の重要性を表しています。

中国の灌漑面積は、1949年の新中国成立時には1,600万ヘクタールでしたが、大躍進（1958～60年）時の大・中型灌漑区建設などにより1965年には3,200万ヘクタール、その後の北方17省での井戸設置などにより1999年には5,340万ヘクタールまで増加し、さらに2016年には6,714万ヘクタールに達しています。

しかし、2000年代を通じて、農業水利施設は、その規模や重要度の大小を問わず、建設時の社会・経済の状況により施設の完成度が低いものが多く継続的な改修が必要であったこと、老朽化が進んだこと、さらには社会的な要求から節水改造を行う必要があったことから、膨大な予算が必要となり、十分な財政投入が国家の最重要課題の1つとなっていました。

このため、2011年の中央1号文件「水利改革・発展の加速に関する決定」が発表されることとなります。中央1号文件とは、中国共産党中央委員会と国務院が毎年初めにその年の最重要政策課題について発布する第1号の文件であり、2004年から2018年までの15年連続で、いわゆる三農（農業、農村、農民）問題を取り上げ、中国共産党の最高指導機関である中央委員会がこの問題を最重要視していることを表しているものです。それまでの中央1号文件が三農問題の全般を扱ってきたのに対して、2011年は初めて水利（農業水利のほか、治水等を含む）を切り分けて取り上げるとともに、農業水利などへの投資額の目標が明示されることとなりました。これにより、灌漑への総投資額は2010年の334億元から2015年の1,392億元へと飛躍的に増加しました。農業水利への財政投入の増加が政策上の課題として毎年取り上げられていた中央1号文件でも、2015年以降はこの記載が全く無くなり、現在、農業水利に対する財政投入の課題はほぼ解消されたと考えられます。

(2) 高効率節水灌漑面積の新規増加1億ムー

2016年3月の全人代で採択された「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年計画綱要」において、計画期間（2016～2020年）中の高効率節水灌漑面積の新規増加が1億ムー（1ムーは1/15ヘクタール）と目標設定されたことを受け、2017年1月26日、水利部、国家発展改革委員会、財政部、農業部、国土資源部から、「“十三五”高効率節水灌漑面積の新規増加1億ムー实施方案」が通知されました。ここで高効率節水灌漑とは、低圧パイプライン送水、スプリンクラー灌漑、点滴灌漑の各方式による灌漑を指します。

この实施方案では、2015年末時点における全国31省・区・市の高効率節水灌漑面積を示した上で、目標の高効率節水灌漑面積1億ムーの内訳を、低圧パイプライン送水4,015万ムー、スプリンクラー灌漑2,074万ムー、点滴灌漑3,911万ムーとするとともに、各省等の建設任務として、灌漑方式ごとの面積などを示しています。なお、各省等は実際に実施する中で灌漑方式は調整してよいとされています。

第1表 第13次5カ年計画期間における高効率節水灌漑建設任務の方式別面積上位省

(単位：万ムー)

低圧パイプライン送水			スプリンクラー灌漑			点滴灌漑		
	建設任務	2015年末		建設任務	2015年末		建設任務	2015年末
山東	810	2,869	黒竜江	420	2,107	新疆	1,455	4,682
河北	565	3,777	内蒙古	300	756	内蒙古	700	927
河南	525	1,523	河北	225	290	河北	210	163
甘肅	285	235	吉林	205	539	甘肅	205	255
雲南	265	162	雲南	100	24	広西	175	59

注：点滴灌漑の新疆ウイグル自治区の数値には、新疆生産建設兵団分を含めている。

第1表は、この建設任務における方式別面積の上位5省・区を示したものです。低圧パイプライン送水は華北地区、スプリンクラー灌漑は東北地区、点滴灌漑は西北地区の省・区が多くあり、気象・水利等の条件がよく反映されています。特に注目されるのは、一般に節水効果が高く、塩類集積が起こる土壤にも適するとされているものの、単位灌漑面積あたりではもっともコストが高い点滴灌漑が、新疆ウイグル自治区では2015年末時点ですでに4,682ムー（約312万ヘクタール）あり、さらに2020年までに1,455万ムー（97万ヘクタール）を建設する点です。高効率節水灌漑のコストがどの程度で、誰が負担するのかなどを含め、今後、高効率節水灌漑が実際に定着していくのかを見ていく必要があると考えます。

(3) 農業用水価格総合改革

2016年1月21日に国务院弁公庁から「農業用水価格総合改革の推進に関する意見」が發布されました。この意見では、今後10年ほどの期間をかけて、水供給コストを合理的に反映し、節水と農業水利体制・機構の革新を促し、投融資体制に適合した農業用水価格形成メカニズムを構築するという目標を掲げており、その内容は農業水利の管理面の改革として多方面に渡っています。

意見では、まず、農業用水価格改革の基礎を固めるとして、①灌漑用水計量設備の整備、②農業水利権制度の整備、③農業用水供給の効率と効果の向上、④農業用水の需給管理の強化、⑤末端の用水管理方式の改革を行うとしています。

その上で、農業用水価格形成メカニズムの改善を行うとして、①農業用水価格を大・中型灌漑区の基幹施設、末端施設等で分けて管理すること、②食糧作物、経済作物、養殖業等の用水類型を区分して農業用水価格を定めることを探索すること、③農業用水の規定量管理を行い、規定量を超える部分について累進価格制度を徐々に実行し、節水を促進するこ

とが掲げられています。

最後に、上記により農業用水価格が高くなり、農民の負担が増えることとなるため、節水効果、財政状況等を勘案した節水補助金と、運用が易しく、幅広い範囲の利用者を対象とする奨励メカニズムの構築を行うとしています。

しかし、農業水利施設における管理面の課題として、「利用する人はいるが、管理する人がいない（中国語で「有人用没人管」または「有人用無人管」）」という言葉が水利部高官の発言などでもよく用いられます。この言葉は用水路等の末端部の管理がほぼ機能していないことを表しており、人民公社の解体により小型農業水利施設の財産権の帰属が不明確となり、国家、集団、受益戸の3者の職責と義務が明確に定まらず、施設建設、管理、使用がちぐはぐになったことがその背景として指摘されています。

また、「最後の1キロメートル（中国語で「最後一公里」）」問題という言葉もよく用いられます。例えば、2012年4月に開催された全人代のある会議において、陳雷水利部長（日本の大臣に相当）が「現在重要なことは灌漑の“最後の1キロメートル”問題が顕著なことであり、末端水路が不健全、不完全であるため、最後の1キロメートルで損失、漏水、蒸発が多く、農業用水の利用効率が低い」などと、この言葉を計10回使用しています。

意見における最初の農業用水価格改革の基礎を固める5つの項目の段階でさえ、農業水利施設における管理面の課題が多岐に渡り、相互に関連して複雑であることを反映して、膨大な取組内容となっています。また、この内容はこの意見で初めて取り上げられたものではなく、これまでも取り組まれてきた難題です。「利用する人はいるが、管理する人がいない」、「最後の1キロメートル」問題などは必ず解決しなければならない課題であることは間違いありませんが、これら管理面の深刻な問題を解決して、農業用水価格改革を実現することは容易でないと考えられます。

フランスにおける農業構造政策をめぐる議論と 農地制度改革の動向

国際領域 上席主任研究官 須田 文明

1. はじめに

中国系企業によるフランスの穀倉地帯の1,800haの農地の取得を直接的な契機として、フランスの現在の農地制度や構造規制の仕組みが現状とはそぐわないことが衆目の一致するところとなり、本年2月より農地法制の改革に向けて国会の特別委員会で調査が始まりました（新しい法律の制定は2020年になるとの見方もあります）。

フランスでは2000年代以降、近年のフランス農業をめぐる大きな転換を明らかにするような研究成果の刊行が続いています。フランスの学術雑誌でも農地制度や構造政策に関する特集がいくつも組まれており、筆者も以下のような雑誌の特集号をもとに分析しました（一連の拙稿）。例えば、『経済と統計Economie et Statistique』「農地と農業」特集号（no. 444-445, 2011）、『農村研究誌Etudes rurales』「企業型農業」特集号（no. 192, 2012）、さらにフランス農業経済学会誌である『農業経済Economie Rurale』「経営構造と農業活動」特集号（no.357-358, 2017）などです。書籍ではGasselin, P. et. al.『家族農業Agriculture en Famille』（2014）、Pruseigle et. al.『新しい農業資本主義Nouveau Capitalisme Agricole』（2017）等があります。

2. 歴史的使命を終えた？構造政策

上述のフランスにおける研究成果は、以下に述べるように、小作権や構造規制などの現状や問題点を分析し、1960年より行われてきたフランスの構造政策がもはや時代遅れではないか、と疑問を提示しています。構造政策は、経営の過度の集中を抑制し、新規就農を促進し、中規模の家族経営を近代化することを目的としてきました。この政策は小作人に有利な小作権と、経営構造規制、農地公社SAFERによる農地市場への介入などを柱としております。しかしとりわけ1992年のCAP改革を契機に、農業経営が農産物市場のグローバル競争に直接翻弄されるようになると、農地市場へのアクセスが制約的すぎ

ることが、国際競争力ある経営の確立を妨げていると感じられるようになりました。

構造政策がほころびを見せているいくつかの兆候を示してみましょう。

（1）強い小作権

（Economie et Statistique, 2011等）

全国農業経営者連合会FNSEA小作人部会の会長Rolland氏は「小作に出さずに、すべての農作業を請負会社に請け負わせる農地所有者がいる」として、地主が農地の賃貸をやめることを警戒しています。他方では強い小作権に対する地主側の反論も聞かれます。例えば、ヴィエンヌ県では3,600戸の農業経営に対して地主は10万人いるとされます。同県では農業者は10-12人の地主から、平均各4.3haを借地しています。小作権を設定されている農地を売却しようとする場合、小作人が先買権により価格を30%ほど下落させてしまうことを嫌い、いったん小作権が途切れると、もはや地主は農地を小作に出さずに、農作業請負会社に経営を委託することになるというのです。小作権は「制約的すぎるし、（期間が）長すぎるし、低い報酬（小作料）しかもたらさない」と、同県地主組合会長Monvallier氏は言います。全国で見ると現在の小作料は140€/haほどで、1975-2012年で実質20%減少しています。本来であれば長期での、安定した小作権はフランス農業の競争力に資するはずなのですが、地主からは実態に即していないとされています。

（2）農作業請負会社を利用した構造規制の回避

（Pruseigle, Nguyen, Blanc, 2017等）

実質上は経営を引退した農業者が、あるいはその農場を取得した非農業跡取りが、実際には農作業に従事することなく農業者の地位を保持し、CAP直接支払いを受給しながら、すべての農作業を近隣の農作業請負会社に請け負わせるような事例が散見されます。耕種部門ではこうした全部を請け負わせる経営がこの部門の経営の12%を占めていると言われてい

ます。例えばオート・ガロンヌ県では、自分の農地の70%以上を委託している経営は、県全体の経営の14%を占めており、耕種部門では23%に及んでいるのです。構造規制を回避するこうした実態は統計上、把握されているわけではありませんが、急速に広がっていることが明らかにされています。農地所有者は小作に出せば取り戻すことはほとんど不可能となるので、このような作業委託が利用されるのです。

(3) パドポルト価格の上昇

(Barral, S., Pinaud, S., 2017等)

均分相続慣行が普及し、借地が広範に広がっているパリ盆地の穀物地帯では、このように強い小作権は、離作小作人に対して入作小作人から支払われる「賄賂」である「パドポルト」の高さにも示されています。離作小作人は10人以上の地主と小作権を解約し、一括して入作小作人に小作権を委譲するわけですから、その手間は膨大でありましょうが、これはあくまで違法です。2006年に家族以外にも「移転可能な小作権」が設定されましたが、現在に至るまでほとんど普及していません。パドポルトの価格は小作権の設定されていない農地価格の半分以上であると言われています。ノール・パドカレ州での事例では、親が跡取り息子に農場を譲る場合、この額は3,000-6,000€/haで、市場では1万2,000€/haほどにのぼるそうです。当然のことですが、親が子供に譲る際のこの価格は、共同相続人にとっても大きな関心の的となります。もはや家族的連帯という伝統的枠組みでは経営の継承は容易なことではありません。農業経営者も、後々の子供たちへの相続を円滑にするために、農地に投資するよりもマンション等に投資することで、経営や農地を削減することなく委譲する方法を模索することが報告されています。

(4) 規模が大きくなりすぎて継げない経営

(Laferté, Sencébé, 2016等)

競争力ある経営の規模が大きくなりすぎた結果、経営移譲が困難になっています。例えばブルゴーニュの畑作地帯のChâtillonnais地方は、2010年の平均経営面積が183haで農地価格がそれほど高くありませんが、それでも、60万ユーロ相当の農地と、25万ユーロが就農に際して必要だそうです。近年の研究は、こうした大規模経営移譲のために、農外資本の参入の必要性和その実態を指摘しています。

外部から資本を調達する仕組みとしては「投資型GFA（農業土地集団）」という法人がしばしば言及されています。これは外部から資本を調達して農地を取得し、これを経営者に賃貸するための法人で、

親や共同相続人といった家族の間で、農地を出資し合う「家族型GFA」と区別されます。ただし、投資型GFAはブドウ・ワイン部門を除いて現在までそれほど普及していません。ちなみに、農地の所有者は法人が12%、自然人52%、不分割35%となっています。GFA全体の数は29,000～36,000とされています。

3. 国際競争力の要請と農地法改正

国際競争にさらされた農産品分野ではとりわけ、現在の構造政策への不満が蔓延しています。例えば、中東及び北アフリカでロシア産小麦との厳しい競争にさらされている、フランス産小麦の輸出を担当するFrance Export Céréalesの取引部長は、以下のように言います。「フランスでは家族農業を守りたいと願ってきた。もちろんそれはそれで長所もある。しかしそれでは、我々が今日、直面しなければならない競争力を与えてくれない」(Terre-net, 4月16日付け)。もはや時代遅れ、とまで言われるようになったフランスの農業構造政策、強すぎる(?)小作権に由来する農地制度をめぐる地主と小作人との利害調整など、現在進められているフランス農地法改正への道は前途多難と言えるでしょう。関連する研究成果の発表が今後も続きそうです。

【引用文献】

- 須田文明 (2015) 「フランスにおける農業構造と農地制度—最近の研究の整理から—」『平成26年度カンントリーレポート』, 農林水産政策研究所。
- 須田文明 (2016) 「フランスの新農業基本法制定とその背景」『平成27年度カンントリーレポート』, 農林水産政策研究所。
- 須田文明 (2017) 「フランスの家族農業経営継承の現代的課題」『平成28年度カンントリーレポート』, 農林水産政策研究所。
- Barral, S. Pinaud, S. (2017) “Accès à la terre et reproduction de la profession agricole”, *Revue française de Socio-Economie*, 18: 77-99.
- Gasselin, P., J.-P. Choisis, S. Petit, F. Purseigle et S. Zasser (eds) (2014) *L' Agriculture en Famille: Travailler, Reinventer, Transmettre*, INRA-SAD, EDP Sciences.
- Laferté, G., Sencébé, Y. (2016) “Le contrôle du foci en France”, Blanchard, S. et al. (eds) *Campagnes Contemporaines*, QUAE.
- Pruseigle, F., Nguyen, G., Blanc, P. (eds) (2017) *Le Nouveau Capitalisme Agricole, De la Ferme à la Firma*, Science Po.

北東アジア農政研究フォーラム 第13回国際シンポジウムについて

企画広報室 交流情報課長 上野 忠義

北東アジア農政研究フォーラム (FANEA)

農林水産政策研究所は、中国農業科学院農業経済発展研究所及び韓国農村経済研究院とともに、北東アジア農政研究フォーラムを2003年に設立して研究活動の連携を図っており、最新の研究成果を報告・討議する国際シンポジウムを、3機関の持ち回りにより、ほぼ年1回のペースで開催しています。

第13回となる今回のシンポジウムは「競争力強化のための労働力と農村福祉の向上」をテーマに掲げ、2018年5月31日（木）に韓国の済州島において開催されました。日本からは佐藤速水所長はじめ6名が、中国からはYUAN Longjiang所長はじめ6名が出席し、ホスト国の韓国からはKIM Chang-gil院長はじめ10数名が出席するとともに、済州大学の学生等外部から多数の参加者がありました。

セッション1「農業・農村の競争力強化に向けた労働力の向上」

セッション1では、まず、韓国のMA Sangjin氏が、「農業のイノベーションと若い新規就農者」というタイトルで報告を行いました。今後の韓国農業の発展には青年農業者によるイノベーションが必要という観点から、韓国の青年農業者の実態を紹介し、現在の青年農業者への政策の概況をまとめ、その問題点を指摘しました。具体的なイノベーションの事例として、水耕栽培の水管理へのIoTの応用や、クラウドファンディングで資金を調達している先端的な若い農業者などの紹介がありました。さらに、青年農業者を増加させるための具体策として、農家の

類型、就農の進展段階に応じたきめ細かいパッケージとしての政策を展開していく必要があり、支援窓口を一本化する必要があるとの考察を述べました。

次に、中国のCHEN Yangfen氏は、「農業競争力強化のための労働生産性向上－主要農業国の比較と政策的意義－」というタイトルで報告を行いました。中国農業の国際競争力を高めるために労働生産性をどのようにして向上させるかという問題意識を背景に各国比較を行い、労働生産性の向上に影響を与えてきた要因を、統計を利用して多角的に分析することを通じて、中国農業の労働生産性の向上のためには穀物生産だけではなく、消費者の需要の変化に対応した野菜、果実、畜産などへの多様化や、農産物の加工による農業側の付加価値の獲得が必要であることを提示しました。

続いて、日本の佐藤真弓研究員は、「家族農業における女性の経営参画－農業センサスによる現状分析－」というタイトルで報告を行いました。現在の日本における女性農業者に対する施策を紹介するとともに、2015年農業センサスデータをもとに、現在の日本農業における女性基幹労働力の経営への参画状況の現状を分析し、女性が農業経営において意欲や能力を発揮することは、経営の発展的な展開に結びつく可能性があることを指摘しました。

これらの報告の後、討議が行われました。まず、韓国の討議者であるCHUNG Chung-gil氏は、中国の報告に対し、今後労働生産性を高めるための中長期的課題として最も重要なものは何か、また、この目的のためにどのような政策を推進するのか、という質問を行いました。また、日本の報告に対し、女性の経営参画を規定している要因として、作目、規模、年齢などが示されましたが、これらを断片的に検討するよりも、総合的に分析した方がより意味のある結果を導き出せるのではないかと指摘しました。

次に、中国の討議者であるZHONG Yu氏は、韓国の報告に対し、今後は若年就農者によるIT等の活用を通じた技術革新が重要であることを指摘するとともに、農村では子どもの教育問題や不便な生活から若年就農者が再び都市に帰るケースが紹介されていることから、農村における生活インフラの整備や休暇の充実など生活条件を整えることも重要な課題で



シンポジウム会場にて集合写真

はないかとコメントしました。また、日本の報告に対し、土地集約型ではなく園芸や畜産などの労働集約的農業で女性の経営参画が進んでいる理由は何かという質問がありました。

続いて、日本の討議者である松久勉上席主任研究官は、日中韓三か国における農業労働力の問題は経済の成長段階により大きく異なっており、就業者に占める農業の割合が依然として高い中国では労働生産性の向上が、一方、農業労働力の高齢化が進んでいる韓国及び日本では、青年農業者の確保が重要な課題となっていることを指摘した上で、それらの課題を背景に、中国の報告は、先行する「すでに労働生産性を向上させた国々は、どのような要因からそれを可能にしたか」を分析している一方、日本及び韓国の報告は、「どのように担い手を確保していくか」という問題に焦点を当てており、いずれの国々にとっても、労働力の問題を短期的に解決することは難しく、各国それぞれが現状を正確に認識し、様々な対策を地道に実施することが必要である旨の指摘を行いました。

セッション2「農村の福祉」

セッション2は、日本の佐藤速水所長が座長となり、報告・討議が行われました。

まず、日本の吉田行郷企画広報室長が、「拡大する農業分野における障害者就労とその農村コミュニティへの影響」というタイトルのもとで報告を行い、農業サイドと福祉サイドが連携して農業分野で障害者の働く場、居場所を作ろうという取組（農福連携）の進展の状況について、その代表的な事例を紹介しつつ、それぞれにおける施設と地域の特徴を明らかにし、今後取り組むべき課題を提示しました。

次に、中国のXIA Ying氏は、「農村地域の基礎的な公共サービスの供給から見た中国農村福祉の分析」のタイトルのもとで、中国の農村地域における①インフラ（道路、農業用保水施設など）、②社会保障（病気、高齢等による貧困者に対して地方政府が実施する生活保護）、③医療、④教育の現状を紹介するとともに、これらへの投資の効率性を、計量的手法を用いて評価しました。その結果、中国における農村福祉への投資は、西部<東部<中部の順に効率性が高くなることが示され、結論として、中国の農村地域における福祉の向上を図るためには、住民に対しての公的サービスへのアクセスの機会均等を担保するとともに、公的サービスの効率性にも配慮が必要との考えが示されました。

続いて、韓国のAN Sok氏が、「農村地域の高齢者の健康と医療・福祉サービスの利用」というタイ

トルのもとで、①農村の人口面からみた高齢化の進展、②農村と都市における高齢者の健康状態の比較、③農村における高齢者の医療・福祉サービスの利用の程度、という現状を報告するとともに、④医療サービスの利用に影響を与える要因を分析し、最後に、農村の医療・福祉サービスの利用推進を図るために、高齢者にやさしく、遠距離の移動が可能な交通手段を整備していく必要性を指摘しました。

これらの報告の後、討議が行われました。まず、韓国の討議者のPARK Dae-Shik氏は、中国の報告に対し、インフラ、社会保障、医療、教育等について、これらの都市と農村の格差の現状の詳しい説明を求めるとともに、養老保険と医療保険の統合の進展等について質問しました。また、日本の報告に対し、農福連携への政策的支援や自治体と福祉施設の連携についての説明を求めるとともに、農福連携では人材育成が重要であり、農業大学の教科に取り入れることの有益性を指摘し、今後IoTやAIをはじめとする技術革新が進展する場合に生ずる障害者の役割への影響についてのコメントを求めました。

次に、中国の討議者のLYU Kaiyu氏は、日本の報告に対し、労働力不足のなかで、スマート農業などを通じ障害者や高齢者の労働生産性と所得の向上を図ることが重要であることが理解できたと述べるとともに、農福連携の取組の持続的発展への展望やそれを可能とするために必要な施設について質問しました。また、韓国の報告に対し、農村で必要とされている医療や福祉のサービスについては、個人ごとに異なるニーズやレベルに対応したサービスを提供するためにインターネットの活用が重要であると指摘するとともに、韓国では行政主導による取組に加え、サービスの向上に企業なども参加しているところは中国も学ぶべきであるとの感想を述べました。

続いて、日本の討議者である福田竜一主任研究官は、中国の報告に対し、高度成長期から現在に至る日本の農業・農村振興策の展開過程やその課題について説明し、それが日中で共通した課題として捉えられることを指摘した上で、分析に用いたデータや結果に対する解釈などについて質問を行いました。また、韓国の報告に対し、農村の高齢者福祉の実態や、自動車を持たない高齢者の農村での生活問題は日韓で共通した問題であることを指摘した上で、農山村の人口減少と高齢化に対応するために、より効率的に農山村の生活条件を改善させることを期待した日本の「小さな拠点」の取組について紹介しました。

今回のシンポジウム（第14回）は、2019年9月に中国の青島市において開催される予定です。

『コミュニティ・キャピタル論

－近江商人、温州企業、トヨタ、長期繁栄の秘密－』

西口敏宏・辻田素子 著

農業・農村領域 主任研究官 平林 光幸

本書は、中小企業論や組織間関係論等を専門とする研究者によるものです。古くから存在する企業の経済繁栄は、いかにして生まれ、なぜ現在まで長く維持されているのか。本書では、企業もコミュニティとして捉え、優れたパフォーマンスを示すコミュニティの特徴を明らかにしています。

さて本書のタイトルにある「コミュニティ・キャピタル」とは何でしょうか。筆者は、個々の人間に属するヒューマン・キャピタルと、広く社会一般に存在するソーシャル・キャピタルの中間に位置するものと定義しています。メンバーシップが厳格な特定コミュニティにおいて形成され、ある意味、排外的な関係資本であり、メンバー間によってのみ有効に利用されうる資本と説明されています。

このコミュニティ・キャピタルを具体的に説明するにあたって、キーワードとなるのが“刷り込み”、“同一尺度の信頼”、“準紐帯”という3つの概念です。著者によれば、よく機能するコミュニティのメンバーは、長年の成功体験の共有によって、コミュニティの内部者として埋め込まれ、一定のアイデンティティを見出し深化させているそうです。そして、メンバー同士で問題解決を図りながら、成功体験を積み重ねる中で、メンバーであれば信頼できるという“刷り込み”が行われ、これこそが集団的繁栄にとって不可欠なものであるとしています。また、優れたコミュニティでは、コミュニティ全体が危機に陥った場合に、メンバーが一致団結して、問題に対処する行動がしばしば見られます。こうした機能が働くかどうかは、メンバー間での成功体験に基づく相互信頼の浸透が重要であり、その信頼を“同一尺度の信頼”と定義します。さらに同じコミュニティへの帰属意識が強化されると、面識のないメンバー間でさえ、積極的に協力し合う“準紐帯”が醸成されるそうです。つまり、パフォーマンスの高いコミュニティは、メンバーへの成功体験の“刷り込み”によって“同一尺度の信頼”が派生し、面識のないメンバーでさえ協力しあう“準紐帯”が醸成されると指摘しています。

本書で取り上げられている事例のうち、ここでは中国・温州市の事例を紹介します。同市は地方港湾都市で、最貧地域の1つでしたが、1978年の改革開放以後、外国からの直接投資に依存せず、地元民間資本に牽引されて、靴や眼鏡等の日用消費財の世界的産地として経済発展を遂げた地域です。

経済発展初期は、外国へ出稼ぎする温州出身者（離郷者）が各地でビジネスチャンスを発見し、家族や親友らと商売を進めた結果、温州地域内で小規模な家内工業が急増し、さらにその製品を販売する行商人や専門市場が台頭しました。彼らのビジネスは、早期には限られた範囲の人々に依拠したものでしたが、成功と資源分配を通じて、「同一尺度の信頼」が分出し、次第にコミュニティ全体に広まりました。また、国内外の離郷者数とその活動範囲が広まる中で、同郷人であればとりあえず信用し、お互いに情報等を共有しあう「準紐帯」が見られるようになったそうです。つまり温州市の経済発展にはコミュニティ・キャピタルの醸成が強く働いているのです。こうして経済発展を遂げた温州市ですが、2011年には経済危機に見舞われます。直接的な原因は様々でしょうが、著者は血縁や同郷縁をベースにした排外的なコミュニティの限界によるものと見ています。同郷人以外の人々とも信頼関係を育み、彼らとの相互扶助や相互補完が可能なコミュニティの形成が彼らに必要だったのです。つまり経済発展のベースにはコミュニティ・キャピタルがあり、それを継続的なものとするためには、排外的なコミュニティではなく、開かれたものでなくてはならず、より普遍性の高い新たなコミュニティの模索が必要なのです。

こうした考え方は、農村にも当てはまるものでないでしょうか。集落営農、六次産業化、農泊…。本書には農村振興のヒントが詰まっています。



『コミュニティ・キャピタル論－近江商人、温州企業、トヨタ、長期繁栄の秘密－』
著者／西口敏宏・辻田素子
出版年／2017年
発行所／光文社新書

学会賞受賞の紹介

2018 年度 日本フードシステム学会学会誌賞

受賞タイトル：論文「高齢女性の食料品アクセスが食生活と健康におよぼす影響の分析
－地方都市中心市街地における食料品スーパー開店後の住民調査より－」

受賞者：大橋めぐみ（農業・農村領域 主任研究官）・高橋克也（食料・環境領域 上席主任研究官）・菊島良介（食料・環境領域 研究員）・山口美輪（医薬基盤・健康・栄養研究所）・薬師寺哲郎（中村学園大学）



大橋めぐみ主任研究官らが、論文「高齢女性の食料品アクセスが食生活と健康におよぼす影響の分析－地方都市中心市街地における食料品スーパー開店後の住民調査より－」により、日本フードシステム学会学会誌賞を受賞

しました。この賞は、特に優れた論文を執筆した者に与えられる賞です。

本研究では、福島県白河市の住民調査から共分散構造分析を行い、同市の高齢女性は、店舗からの距離が近いほど徒歩で買い物に行く傾向があり、徒歩で買い物に行くことが買い物頻度の上昇に、買い物頻度の上昇が食品の多様性得点の上昇および腹囲身長比の減少に有意に影響を与えていることを示しました。

本論文はフードシステム研究の発展に寄与するところ誠に顕著であるとして、2018（平成30）年6月16日に、著者らに対して学会誌賞が授与されました。

2018 年度 日本農業経済学会学会誌賞

受賞タイトル：論文「農産物直売所の空間的競争」

受賞者：菊島良介（食料・環境領域 研究員）



菊島良介研究員が論文「農産物直売所の空間的競争」により、日本農業経済学会学会誌賞を受賞しました。この賞は、特に優れた論文を執筆した者に与えられる賞です。

本研究は、農産物直売所の空間的競争状態を定

量的に明らかにするため、千葉県全域の直売所を対象に、以下の分析を行いました。①空間計量経済学の観点から、立地の集中傾向とその規定要因・競争範囲の明示、②産業組織論の観点から、競争の程度・地域差の所在の顕示、地理情報システム（GIS）に

よるそれらの可視化、③競争が直売所に与える影響の評価です。

本研究により、現状では半径12kmの範囲で集中していますが、この範囲における競争は互いの販売額に影響を与えていないことが示されました。この範囲であれば、消費者が車で複数の直売所を買い回ることも可能であり、先行研究で危惧されるような過度の競争は現時点では認められず、外部経済効果に導かれて集積していることが示唆されました。

本論文は「学会の研究水準を高める特に顕著な研究業績」として認められ、2018（平成30）年5月26日に、本論文の著者に対して学会誌賞が授与されました。

研究活動一覽

「研究活動一覽」は、当研究所員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様に提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

① 研究論文および雑誌記事等

著者名 (共著者を含む)	表 題	発表誌等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
吉田行郷	ー農福連携の現状と課題(第1回)ー進展する農業分野での障害者就労	Agrio (時事通信社)	第206号	2018年5月
吉田行郷	拡大する農業分野における障害者就労とその農村コミュニティへの影響	第13回日中韓シンポジウム 討議資料		2018年5月
伊藤紀子	インドネシアにおける有機農業の展開：タシクマラヤとスカブミの事例	国際開発学会第19回春季大会 発表要旨集	2018	2018年6月
内山愉太・梶間周一郎・香坂玲・小柴有理江・井上荘太郎・伊藤紀子・浅井真康	持続可能な農村地域マネジメントに資する社会組織のネットワーク構造：能登の世界農業遺産認定地域を対象として	2018年度日本フードシステム学会 報告要旨集	2018	2018年6月
八木浩平・三澤とあ子・長谷川啓哉	国産りんごの業務・加工用契約取引における農協の役割	農業市場研究	第27巻1号	2018年6月
吉田行郷	ー農福連携の現状と課題(第2回)ー進展する農業分野での障害者就労	Agrio (時事通信社)	第210号	2018年6月
内藤恵久・大橋めぐみ・八木浩平・菊島良介	地域ブランド製品の現状と地理的表示保護制度活用に向けた期待・課題	日本知財学会誌	第15巻 第1号	2018年6月
吉田行郷	ー農福連携の現状と課題(第3回)ー進展する農業分野での障害者就労	Agrio (時事通信社)	第215号	2018年7月
植村悌明	平成30年度研究課題の紹介	農林水産政策研究所レビュー	No.84	2018年7月
農業・農村構造プロジェクト センサス分析チーム	センサス分析シリーズNo.1 農業の担い手に関する分析から	農林水産政策研究所レビュー	No.84	2018年7月
草野拓司	インドにおける農業政策の動向と方向性ー公的分配システムを事例にー	農林水産政策研究所レビュー	No.84	2018年7月
福田竜一	農泊に関する研究動向	農林水産政策研究所レビュー	No.84	2018年7月
越前未帆	穀物理事会での12年間ー世界の穀物需給の主たる動きと勤務の経験	農林水産政策研究所レビュー	No.84	2018年7月

著者名 (共著者を含む)	表 題	発表誌等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
宮石幸雄	ブックレビュー 『ハイチとドミニカ共和国—ひとつの島に共存するカリブ二国の発展と今—』山岡加奈子編	農林水産政策研究所レビュー	No.84	2018年7月
吉田行郷	農福連携で地域が変わる ④	季刊地域 (農文協)	No.34	2018年8月

② 口頭発表および講演

講演者	講演演題	講演会名 (主催者)	講演開催年月日
吉田行郷	農業分野での障害者就労の現状と課題～北海道における農福連携の可能性～	名寄市農福連携推進シンポジウム	2018年4月21日
吉田行郷	農福連携による障がい者雇用の拡大～全国の事例から学ぶ～	障がい者の就労支援と企業の雇用促進セミナー (白銀会)	2018年5月16日
小野智昭	販売目的の農業生産等を行う組織経営体の企業形態—農林業センサス個票を用いた形態区分—	日本農業経済学会	2018年5月27日
菊池由則	中国：2016年からの食糧価格・所得政策改革	研究成果報告会 (農林水産政策研究所)	2018年5月29日
吉田行郷	拡大する農業分野における障害者就労とその農村コミュニティへの影響	第13回日中韓シンポジウム	2018年5月31日
伊藤紀子	インドネシアにおける有機農業の展開：タシクマラヤとスカブミの事例	国際開発学会第19回春季大会 個別報告	2018年6月2日
内山愉太・梶間周一郎・香坂玲・小柴有理江・井上荘太郎・伊藤紀子・浅井真康	持続可能な農村地域マネジメントに資する社会組織のネットワーク構造：能登の世界農業遺産認定地域を対象として	2018年度日本フードシステム学会大会	2018年6月17日
八木浩平	訪日外国人におけるグリーン・ツーリズム体験者の特徴—『訪日外国人消費動向調査』の個票データを用いて—	2018年度日本フードシステム学会大会	2018年6月17日
高橋克也・池川真里亜・薬師寺哲郎	新たな食料品アクセスマップからみた食料品アクセス困難人口の動向—平成27年国勢調査に基づく推計結果—	研究成果報告会 (農林水産政策研究所)	2018年7月4日
竹島久美子・安藤光義	首都圏近郊の市街化調整区域における農地流動化施策の役割—貸し手と借り手へのアンケート結果から—	2018年度日本農業市場学会大会 個別報告	2018年7月8日
八木浩平・久保田純・菊島良介・大橋めぐみ	地域ブランド産品に対するブランド保護政策への期待と評価—地理的表示保護制度 (GI)と地域団体商標を対象として—	2018年度日本農業市場学会大会	2018年7月8日
吉田行郷	農業分野での障害者就労の意義と可能性～全国各地での取り組みから考える～	法政大学生命科学部応用植物科学科特別講義	2018年7月10日
吉田行郷	農業分野での障害者就労の意義と可能性～全国各地での取り組みから考える～	政策研究大学院大学短期特別研修	2018年7月26日
Yagi Kohei, Oura Yuuji, Junko Yamamoto, Tamaki Shihō	Determinants of unequal distribution of fresh vegetable and cut-vegetable consumption across age in Japan	30th International conference of Agricultural Economists	2018年7月29日

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2018年10月～11月開催)

当研究所に関連する学会の開催案内をお知らせします。

なお、開催日時・内容等については変更等も考えられますので、事前に学会HP等で再確認をお願いします。

開催大会名 テーマ等	学会名	開催日時	開催場所
地域漁業学会 第60回大会 テーマ：「今後の地域漁業を考えるー60 回大会を迎えてー」	地域漁業学会	2018年10月27日(土) ～28日(日)	近畿大学農学部

最近の刊行物

農林水産政策研究

第28号

【研究ノート】

佐藤真弓

農山村における新規居住者の地域人材としての「二面性」

ー長野県飯田市の地域住民組織を事例とした活用可能性ー

小泉達治

バイオ燃料が世界の食料需給及びフードセキュリティに与える影響

【調査・資料】

林岳・西澤栄一郎・合田素行

地域資源を活用したむらづくりにおけるソーシャル・キャピタルの役割

ー滋賀県近江八幡市白王町を事例としてー

行政対応特別研究【飼料用米】研究資料

飼料用米生産が地域農業構造に与える影響に関する調査研究

食料供給プロジェクト【品目別分析】研究資料

第4号 需要拡大に向けた主要農水産物サプライチェーンにおける課題と取り組むべき方向

2018(平成30)年9月25日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No.85



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff/>

印刷・製本 よしみ工産 株式会社

